

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	子ども・子育て関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桜井市は、子ども・子育て関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

桜井市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【1】子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育に係る支給認定を行なっている。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①子どものための教育・保育給付のための支給認定の申請に係る事実についての審査 ②子どものための教育・保育給付のための支給認定の変更申請に係る事実についての審査 ③子どものための教育・保育給付のための支給認定の職権による変更に係る事実についての審査 ④子どものための教育・保育給付のための支給認定の取消しに係る事実についての審査 ⑤子どものための教育・保育給付のための保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実の審査</p> <p>【2】児童福祉法に基づき、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収を行なっている。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用の徴収に関する事務</p>
③システムの名称	子ども・子育てシステム(R-STAGE)、中間サーバ、団体統合宛名
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8の項、94の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供を行わない。 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 13、16、116
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	児童福祉課
②所属長の役職名	児童福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	桜井市役所児童福祉課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	桜井市役所児童福祉課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-1-1-②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育に係る支給認定を行なっている。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①子どものための教育・保育給付のための支給認定の申請に係る事実についての審査 ②子どものための教育・保育給付のための支給認定の変更申請に係る事実についての審査 ③子どものための教育・保育給付のための支給認定の職権による変更に係る事実についての審査 ④子どものための教育・保育給付のための支給認定の取消しに係る事実についての審査 ⑤子どものための教育・保育給付のための保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実の審査	【1】子ども・子育て支援法に基づき、子どものための教育・保育に係る支給認定を行なっている。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①子どものための教育・保育給付のための支給認定の申請に係る事実についての審査 ②子どものための教育・保育給付のための支給認定の変更申請に係る事実についての審査 ③子どものための教育・保育給付のための支給認定の職権による変更に係る事実についての審査 ④子どものための教育・保育給付のための支給認定の取消しに係る事実についての審査 ⑤子どものための教育・保育給付のための保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理に係る事実の審査 【2】児童福祉法に基づき、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収を行なっている。特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用の徴収に関する事務	事前	評価書番号2 保育料の支弁事務、徴収事務を統合
令和1年6月27日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の94の項	番号法第9条第1項 別表第一の8の項、94の項	事後	評価書番号2 保育料の支弁事務、徴収事務を統合
令和1年6月27日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の116の項	番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16の項、116の項	事後	評価書番号2 保育料の支弁事務、徴収事務を統合
令和1年6月27日	II-1いつの時点の計数か	平成27年9月1日現在	令和1年6月1日現在	事後	
令和1年6月27日	II-2いつの時点の計数か	平成27年9月1日現在	令和1年6月1日現在	事後	
令和1年6月27日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	児童福祉課	桜井市役所児童福祉課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111	事後	
令和1年6月27日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	児童福祉課	桜井市役所児童福祉課 633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432-1 TEL:0744-42-9111	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策		「リスク対策」に関する記載を追加	事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部改正に伴う変更
令和2年3月31日	II-1いつの時点の計数か	令和1年6月1日現在	令和2年1月1日現在	事後	再実施による変更
令和2年3月31日	II-2いつの時点の計数か	令和1年6月1日現在	令和2年1月1日現在	事後	再実施による変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16の項、116の項	【情報提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供を行わない。 【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二 13、16、116	事後	番号法改正による変更